

第7回公益認定等ガイドライン研究会 議事録

内閣府公益認定等委員会事務局

第7回公益認定等ガイドライン研究会

日 時：令和6年12月12日（木）9：59～12：01

場 所：虎ノ門37森ビル12階 会議室（Web会議併用）

【出席者】

参 与：湯浅座長、生野参与、板垣参与、黒田参与、実吉参与、篠塚参与、
鈴木参与、溜箭参与、松元参与

事務局：高角局長、大野次長、魚井総務課長、鈴木法令基準室長、坂井企画官代理

【議事次第】

1. 開会

2. 議事

- （1）意見募集結果について
- （2）新ガイドライン（素案）の修正事項について

3. 閉会

○湯浅座長 それでは、皆様お入りになったようでございますので、定刻前ではございますけれども、ただいまから第7回「公益認定等ガイドライン研究会」を開会させていただきます。

参与の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、まず事務局から事務連絡をお願いいたします。

○魚井総務課長 失礼いたします。

本日の参与の皆様の出席状況について御報告いたします。

板垣参与、実吉参与、篠塚参与、松元参与がオンラインで御出席、宮森参与、吉井参与は御欠席でございます。

今回、会議室ではお一人に1つずつマイクを設置しておりますので、参与の皆様におかれましては、御発言の際にはマイクのスイッチをオンにいただき、御発言が終わられましたらオフにさせていただきますようお願いいたします。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと存じます。

本日の議事は、「意見募集結果について」と「新ガイドライン（素案）の修正事項について」でございます。

新ガイドライン（素案）につきましては、11月1日～15日までは都道府県からの意見聴取、11月1日～12月1日まではパブリックコメントが行われました。寄せられた御意見等を基に事務局でさらなる検討をいたしましたので、その内容につきまして事務局から御説明いただき、参与の皆様から御意見をいただきたいと思いますと存じます。

なお、ある程度まとまりごとに分けたほうが議論しやすいかと思っておりますので、第1章～第2章のまとまり、第3章～第5章のまとまり、第6章以降のまとまりと3つのまとまりごとに事務局から御説明いただきたいと思います。その後、出席者の皆様から御意見をいただくという手順で議論をいただければと存じます。

それでは、事務局から御説明をお願いします。

○大野次長 事務局でございます。

最初に、資料の御説明をさせていただきます。資料1といたしましては、パブリックコメントで出てきました意見と、それに対する回答案を記載してございます。まだ最終的な精査中でございますが、基本的にはこの内容を修正したものを公表することにしてございます。

資料2につきましては、都道府県からの意見でございます。こちらにつきましては、右上にありますとおり、そのまま公表することを想定したものではありませんけれども、できる限り透明性を高めたいと考えておりまして、この取扱いにつきましては引き続き検討したいと思っております。

資料3が今回の主な修正点になります。順番的には、資料1、資料2、資料3を行ったり来たりしながら内容について説明していきたいと思います。

まず、資料1をご覧くださいと思います。今回のパブリックコメントとそれに対する回答の主なものでございます。まず、ガイドライン全体につきましては、現在の公益法人行政の課題を指摘するようなもの、審査時に根拠を示さないとかいろいろな御意見がございました。典型的な例としては、7ページの全体9番のようなものがあるかと思いますが。この中では、明確な基準も根拠もない行政指導をし、不要な資料の提出を求めているといった御指摘があるところでございます。9ページの中ほどの5ポツでございすけれども、今回のガイドライン案では提出書類が規定され、従前のガイドラインに比べると一定の前進はあるが、まだまだ足りないという御指摘でございす。これらにつきましては、今回のガイドラインにおきまして、相当程度書類の内容についても明記いたしましたし、追加で資料を求める場合については理由を示す等々の対応をしているところでございます。これに加えまして、最後のところにおきましては、今後、運用する中で、さらに透明性を高めていくという対応をしているというところでございます。今回のガイドラインの回答が100%の回答ではないと思っていますけれども、引き続き対応を進めていくことでこういったお叱りの言葉に応えていきたいと考えております。

それから、内閣府と都道府県の連携強化を求めるものとして、例えば、2ページの全体2などは都道府県との連携を求めるものでございます。あるいは、16ページの第1章の6におきましても、ガイドライン等の解釈が都道府県の担当者によって異なるというお叱りがあって、もっとコミュニケーションを取るべきだという言葉がございす。これにつきましては、今回、内閣府令、ガイドラインを書くこと自体が基準の考え方を標準化することによってございすし、引き続きコミュニケーションを図っていきたいと考えております。

第1章関係で言いますと、行政庁の事務処理の疑義に関する通報窓口を求めるということで、15ページの第1章3についてでございます。こちらにおきましても、行政庁の対応がばらばら、あるいは担当ごとに言うことが違うということがあるので、事務処理についての疑義に関する通報の窓口を設けるべきではないのかという御指摘がございました。こちらにつきましても、全体として透明性を高めるような取組は今回のガイドラインに書いております。さらに、内閣府におきましては、様々な相談窓口を既に設けておりますので、そういったものを活用して取組を進めていきたいということが回答になっているところでございます。

第2章関係でございすけれども、この研究会におきましても様々な議論がありました営利企業が行う事業と類似する事業との関係でございす。こちらにつきましては、例えば30ページについては見直しが必要であるということも、落とすのであれば、「確認することが求められる」ではなく、「必要に応じて説明を求める」といった形に落としてほしいということが記載されております。

こういった御意見がある一方で、例えば47ページを見ていただきますと、第2章17の中ほどにおきまして、特徴を求めることについては妥当であるという御意見もいただいております。実際に事例を挙げて、おかしいのではないのかという御指摘をする方々もおられるという状況でございます。これまでもこの研究会においても議論されてきたところかと思ひまして、ガイドラインの記載自体はそのままという形にしております。

ただ、現実において民間の運用を過度に拘束することがないように、運用におきましては慎重な取組をしてまいりたいと考えておりますし、実際の今後の運用を踏まえた様々な意見の中で適宜見直しも行っていくことになるのかと考えておる次第でございます。

細かい話としては、「公益法人が行わなくとも実施される事業については、公益法人が実施する意義が乏しい」という表現があったのですけれども、民間企業がやっていたとしても、社会的に意義のあるような形で実施されているとは限らないのではなかろうかという御指摘があり、それはおっしゃるとおりでしょう。適切に実施されていないということであれば、公益法人が行う意義も当然あるでしょうということで修文をするといったことをやっております。

その他、付随的事业の範囲の明確化を求めるということ、例えば37ページの意見等々がございます。この辺りになってきますと、かなり実務的な話が多くなってまいりまして、ここで一々紹介することはいたしませんけれども、現実の運用におきましては、細かいことも含めて整理していく必要があるかと思っております。ガイドラインの改正ということもやるか、あるいは必要に応じてFAQという形もあるのかもしれませんけれども、透明性を持って進めていきたいと考えております。

それから、59ページの公益法人の目的というものに関しまして、記載としては、第2章32の一番上の○のところで、「法人の活動状況、法人の理事等の言動（法人外のものを含む）その他一切の事情に照らして、公益法人の主たる目的は不特定多数の者の利益の増進ではないと判断し得る」という記載が、公益法人役員さんがどこかの場でちょこっとしゃべったことで認定取消しになるとか監督されるとか、そういったことになるわけではないですね、そんなことになったら困りますよという御批判がございました。

これにつきましては、右側にありますとおり、定款やホームページにおきまして、公益目的という立派な目的が掲げられていたとしても、代表理事さんや主要なメンバーが講演会やホームページでそれと反するようなことを言っているような場合、よくよくその事業内容を見たら営利目的でやっているように見えるよねというときに、単に目的さえ掲げていればいいということではありませんよという趣旨で記載したものでございますが、このようなことを心配される方もおられるということでございました。

その他の記載については、様々な具体的な内容の記載の追加を求めるものが多くございますが、あまり細かいことを書いてしまうと、公益法人の自由をかえって縛ってしまうということもありますので、あくまで例示として示したものという形の回答しているものが多くなっているところでございます。

以上が第1章、第2章の主なパブコメの内容でございます。

修正内容につきまして、資料3と資料4に沿って御説明をしていきたいと思っております。両方のファイルを見ながら進めていきます。

あらかじめ申し上げたいのは、幾つか修正漏れがありまして、それが間に合ってなかったことにつきましておわび申し上げます。そこも併せて説明をしていきたいと思っております。

まず第1章でございます。

ここが修正漏れでございまして、資料4の6ページの上から4行目でございますが、ガバナンスの向上の取組について公表することで「公益法人の関係者が、他の法人の取組を知り、自らの運営の改善に役立てるとともに、国民や企業が、ガバナンスの充実や透明性の向上に取り組む法人に対して寄附等の支援を行うことなどを通じ」といったところがあるのですけれども、ここはちょっと分かりづらいのではないかという御指摘がございました。ここについて、「国民や企業が寄附等を行う際に、公益法人のガバナンスや透明性を考慮し、積極的な取組を行う法人支援が集まることなどを通じ、ガバナンスの充実・透明性の向上が進むことが期待される」としたいと考えております。私どもとしては、規制という形で一律の基準を設けるよりも、透明性の向上、ガバナンスの向上に向けて、民間の中での競争が起こることを期待してこういう表現をしているところでございます。

第2章関係でございます。

順番に説明いたしますと、24ページの下の方注19が先ほど申し上げたところでございまして、パブリックコメントの意見を踏まえ「適切に」ということを追加しております。

25ページの、「基本的な考え方」の一番上の○の一番下の行でございますけれども、行政庁が公益目的事業該当性を判断するに当たりましては、独自の手段によって取得した情報、例えば担当者が申請法人を見に行くこともあり得るところでございまして、なかなか国が地方まで一々現場視察することを義務にするわけにはいきませんが、現に知ってしまった場合にそういったものも考慮することはあり得ることかと思っております。もちろん、不認定とする場合については、行政庁が確認した事実についてそれで本当にいいのか反論の機会を与えなくてよいかといった手続上の問題はありますけれども、行政庁が独自の手段によって情報を参照することもあり得ることについては記載させていただいております。

25ページの一番下の段落でございます。今回、申請書記載事項を整理いたしました。その過程で、チェックポイントの該当性を説明することが申請書の様式上はあるのですけれども、これは申請書記載事項としないという整理をしております。こちらにつきまして、それはどういうことなのだという疑問の声が多く寄せられましたので、一番下の括弧の中でございますけれども、「すなわち、当該記載の変更のみに留まる場合は、変更認定申請は不要となる」という形で趣旨を明確にいたしました。

29ページをご覧くださいますと、これはもともと「受益者が一者と限らない」というようなことが書いてあったのですが、ちょっと意味が分かりづらいということでございまし

たので、ここにありますように、例えばスポーツ大会の事業を行う場合には、大会の参加者があるでしょうし、そのほかにも観客も受益者ということがあり得るだろうということで、事業内容に応じて多様な受益者が存在する可能性があることを明らかにしてごさいます。

38ページが共益的に行われるものということでごさいます。今のガイドラインの中には、不特定多数の「一般に開かれている」は、共益的なものを排除することが趣旨だと書かれてごさいます。これを今のような書き方に直すことにつきまして、認められない範囲を広げているのではないかという御指摘がごさいました。

こちらにつきましては、もう一度資料1の23ページ、24ページの辺りをご覧になっていただければと思っております。この方は、「不特定多数の利益」をについて、共益的でなければいいというお考えかと思われます。この現れが、第2章3の25ページに書いてあるような奨学金の事業に関して、これは特定の学校の関係者だけを奨学金の対象とすることも可能としたよということを今回のガイドラインに書いてあるのですけれども、この方は、そもそも共益的なものではなければそんなことは問題にする必要すらないという御意見でごさいます。

例えば、25ページの「理由」というところに書いてありますけれども、「奨学金は直接の受益者と奨学金提供者は別（利他的）であり、共益的な奨学金は、例えば、一年一組の生徒が資金を拠出し、一年一組の生徒に限定して奨学金を出すような場合のみが共益的なものである」。つまり一年一組の生徒というような奨学金でも全く問題ないという御意見になろうかと思いますが、少なくともこれまでの公益認定等委員会の運用はこのような考えを取っておりませんで、「不特定多数」というものについて、実質を見ているというところでごさいます。資料4の65ページをご覧くださいますと、奨学金のところの判断基準でごさいます。上の段を見ていただきますと、下のほうに「出捐をしようとする者の希望に反していたずらに応募者の範囲を広げることを求めることにより、出捐される額が減少し、民間公益をかえって萎縮させる効果をもたらしかねないことに留意する」というようなことも踏まえまして、「奨学金事業において、応募要件を一定の範囲に限定することがあっても、当該限定の態様が、当該法人の目的、奨学金事業の趣旨・目的、当該奨学金事業の規模、財源等に照らして合理性がある場合には、応募の機会が一般に開かれていると認められる」と。そこで、下記（例）のような説明により当該チェックポイントの観点を満たすものと解される」ということで、特定の学校の在校生に限ることも可能であるとしていますし、特定の町村居住者に限ることについても場合によっては問題ないということまで明らかにしているところでごさいます。

いずれにしろ、こういったものは全く問題ありませんよということまではなかなか言いづらいことかと思っておりますし、これまでの公益認定の世界の中でも、共済事業のようなものについて一定の範囲で認めてきた事例がごさいます。そもそも、共益とは何ぞやというのも難しい議論もある中で、今回、不特定かつ多数という法律の文言に戻って書き下

ろしているところをございまして、内容的にはこれまでの範囲を狭めるものではないし、しっかりと書き込んで分かりやすくしていると考えている次第でございまして。

ただ、これまで共益ということがずっと言われてきたということもございまして、38ページには、共益的に行うについては、「受益の機会が開かれているとは言い難い」というような書き方で、連続性という意味で明らかにする改正を行っております。

細かい話は飛ばしますが、40ページをご覧ください。注の46をつけておりますけれども、もともと選考等を行う場合ということでいろいろ書いておりまして、なお書きのところにも、「理事会や既存組織の構成に係る説明により、事業に求められる専門性や公正性が確保されると判断できる場合」ということが書いてありましたが、これが専門性を判断するためには合議制機関が必置というふうに読まれかねないのではないのかという意見がございました。現に、楽団で立派な監督さんが出場者を選定するということに、あえて合議制の機関をつくらなくてはいけないという話ではないということもありましたので、46の注をあえて書いたということがございます。一般的には合議制機関があったほうが望ましいことが多いとは思いますが、個別具体的な事情に応じてそういったことが必要ではない場合も当然あるかと思っておりますので、そういったことを明らかにしているところでございます。

41ページの「寄附」事業（導管寄附）のところでございます。こちらはパブリックコメントを受けた修正が反映されておりませんで、申し訳ございません。資料1の43ページをご覧ください。ここでは、いわゆる導管寄附事業に関してのことでございますけれども、新しい方式として御説明しておりますが、特に海外に対して寄附を行う事業については、あらかじめ寄附先を明示した上でやるほうが、いわゆるマネロン対策・テロ対策の関係で望ましいということもあり得るという御指摘がございました。そういうこともあるのだろうと考えまして、43ページの右側にありますように「国境を越える寄附の場合には、助成先を予め提示して寄附を募る方が、支援の透明性が高まり、公益法人におけるテロ資金供与対策の面からも望ましいこともあり得る」ということを41ページの②の一番上の○の後に追加したいと考えてございます。修正ができていなくて申し訳ございません。

その他、若干用字・用語の修正等はございますけれども、第1章、第2章については以上でございます。

○湯浅座長 御説明ありがとうございます。

それでは、事務局からのただいまの説明につきまして、参与の皆様から御意見等を伺っていきたくと存じます。また、本日は全ての参与の方から順番にお聞きするのではなく、これまでどおりでございまして、御意見がある場合には挙手または合図をいただき、挙手等をいただきました参与の方から御発言いただくこととさせていただきたいと存じます。御協力どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、参与の皆様、どなたかございますでしょうか。

実吉参与、よろしくお願いします。

○実吉参与 実吉です。御説明ありがとうございました。

まず、今回、このパブコメに対してこれだけたくさんの御意見をいただいたのは、非常にすばらしいことだと思います。恐らく研究者や専門家の方もいらっしゃると思いますが、どなたかは分かりませんが、公益法人の当事者の方からも結構たくさんいただいているのかなという感じを受けました。多くの法人の方からこの制度の改正、改善に向けてこれだけの御意見をいただいたのは、もうそれ自体が非常にすばらしいですし、この制度のガイドラインを考えていく上でこういった御意見は非常に貴重な宝物だなと感じております。また、それを踏まえて、これだけのガイドラインの修正等をしていただいた事務局の皆さん、本当にありがとうございました。御苦労さまでした。

その上で2点か3点ほど、まず、全体的なことですが、ガイドラインの総論の部分で、これはもうずっと繰り返し確認されてきていることですが、大きな総論としては、法人の自主的・自律的な経営判断を尊重する、創意工夫や新たな事業展開を促進する、基本的には法人を信頼して、チェックはできる限り事後チェックにするというのが今回の制度改正の一つの大きな考え方だったと思います。そのことは、例えば、ガイドラインの素案の3ページの今回の見直しのところ、5ページの基本的な考え方の第2の公益法人の責務、8ページの第3の公益行政の基本的考え方といった辺りで繰り返し確認されています。このこと自体、大きな方向性としては非常に適切ですし、大事なことだと思います。

ただ、総論で大きく自治を尊重しという辺りが各論に行くと途端に結構細かくチェックし、外部からの規制を求めるとというのがまだまだ多いのではないかなという感じがしております。もちろん法や制度の趣旨はきちんと守っていただく。公益法人ももちろん、民間のチャレンジとして、チャレンジを促すという観点と、もちろん規律がゆるゆるでは駄目で、多少の失敗が想定できるものはきちんと事前にチェックすることも当然のことなので、そのバランスだと思いますが、この間ずっと大きな論点になっていた営利企業がやっている類似する事業について、確かに今回のこの書きぶりで妥当だという御意見もありますが、やはりかなり多数の方から懸念や是正、中にはそもそも削除という方もいらっしゃったと思います。そもそもそういう規制が必要なのかという御意見、あるいはその法的な根拠はあるのかという御意見、法改正によらずガイドラインで決めていいのかというかなり根本的な御意見もありますし、やはり、現在の書きぶり、この24ページは前々回に多数の御意見がそうであればということで私はそれ以上強くこだわることは控えたのですが、この書きぶりをせめてもう少し緩くできないかという御意見もあったと思います。

つまり、冒頭申し上げた総論では創意工夫をと言いつつ、ここの書きぶりが委員会に委ねられてしまって、社会的なサポートを受けるにふさわしい公益目的事業としての特徴、脚注の19番でも適切に実施される事業、「適切に」を今回入れていただきましたが、このことが基準として曖昧過ぎないか、結果として萎縮効果を生まないかという懸念が多くの方から出ているなど感じました。

これは一つの修正の提案ですが、パブコメの御意見の中にあったものから、これは十分検討していいのではないかと、私は結構取り入れさせていただいていいのではないかと思います。修正意見が2点ございます。

1つは、パブコメのまとめの30ページの第2章7という部分です。これの下5行に理由を書いていらっしゃいますが、その直前です。この⑥が残る場合、残る場合ということはこの方はそもそも削除してほしいという御意見かなと思いますが、ほかの別の文脈での御意見でもありましたが、全体的に確認しなさい、確認しなさいという書きぶりが全体によく出てくる。そうすると、行政庁の担当者としては、その確認を何らかの書類等で求めないといけない責務が生じる。そういうことがいろいろな資料を出してくださいということにつながっていくので、ここでは、「確認することが求められる」というのを「必要に応じて説明を求める」と少し緩やかにするということかなと思いますが、この6番はこの程度にしてはどうかと私も思いました。

もう一点は、同じこの部分の脚注の19、パブコメの資料では27ページの第2章5というところです。この御意見は、前回から「適切に」という言葉が入ったのですが、「社会的に望ましい形で」ぐらいにもう少し踏み込んで入れてはどうかと。確かにこの御意見を踏まえて「適切に」と今回の修正案が入ったのですが、「適切に」だとまだ曖昧なので、営利企業が社会的に望ましい形でなされている場合には公益法人がわざわざやらなくていいのではないかとこのところを、「適切に」よりも、「社会的に望ましい形」でももちろん具体的とは言えないですが、少し踏み込んで書く。

この2点はせめて、類似する事業でふさわしい特徴があることに対する皆さんからの多くの懸念、そもそも削除だ、ここに書くのは違法だという御意見もありましたし、そもそもこういう規制がこれから営利企業の市場のセクターと公益セクターとがどんどん相互乗り入れしていく中で、どこまでそもそも規制として必要なのか、私もまだその意見は残っております。ただ、ここまで議論してきた中でこれは残そうということになっておりますので、書きぶりを少し緩めてはどうかというのがまず大きな1点です。

2つ目が、奨学金についてもパブコメで御意見をいただいていたと思います。パブコメの資料の26ページ～27ページにかけてです。ガイドラインのほうで64ページ～65ページにかけてになります。64ページの15の奨学金の中のチェックポイントです。一番下の○で(i)から次のページにかけて(vi)までである5番目、65ページの3行目、現在の書きぶりは「奨学金の財源は、支給を約束した内容相応に確保されているか」について、パブコメの26ページ～27ページに書かれた御意見は、簡単に言うと、もっと公益法人自身の判断を信頼していいのではないかとこのことかと思えます。

別の部分でガイドラインの30ページは、全然文脈が違いますけれども、ちょうど真ん中辺りのウです。「事業の実施による不利益を排除する取組」の具体例の2番目の「事業の中断等が弱い立場にある受益者に重大な不利益を及ぼす」。例えば、奨学金の場合は、4年間もらえるはずの奨学金が1年で終わってしまった。これはまさにこれに該当すること

なので、財源の確保というのは非常に大事なことではあると思います。

ただ、それが現在の書きぶりだと、1人の方について1学年につき4年間、例えばそれを10年やるなら掛ける10年間、その分が全て寄附等で確保されていることを申請する側が証明しないといけないということにこの書きぶりだとなりがちなのが、そこはもう少し理事会の判断を信頼していいのではないかというのがこの御意見だと思うのです。

対案も書かれているので、パブコメの26ページはかなり法人自身を信頼する書きぶりになると思うのですが、(V)奨学金の財源が極めて重要であり、これはまさに趣旨としてはそのとおりで、そこを確認しながら、理事会がこの点にしっかりと意識を持つことについて確認が取れているか、理事会でちゃんと責任を持った判断を本当にしていますかというところを確認するというぐらいに少し緩めるのはどうかなということです。現状の書きぶりだとパターンリズムにすぎるのではないかという方の御意見で、私はここは大事な御意見だなと思いました。これが2点目です。

最後に3点目、3つ目で終わりますが、ガイドラインのほうで言いますと、36ページ〜37ページ、定款の目的のところですか。これは前回も議論になりました。ほかの参与の方から、定款にある程度手段を書くのは当然あっていいのではないか、目的しか書いてはいけないということではないのではないかという御意見があって、それはもうそのとおりだと思います。私も手段は一切書くべきではないというつもりではなく、そのときは言わなかったのですが、おっしゃることはもっともだと思います。

ただ、問題は程度問題でして、37ページの例1、例2、あるいはその前に書かれている36ページの一番下の○で、これは「定款の目的の範囲から外れた事業や」ではないですかね。36ページの下から2行目は「外れた目的」でいいのですかね。事業の目的が外れているということかもしれません。「定款に何ら根拠のない事業は、公益目的事業として認められないことがあり得る」、これはそのとおりだと思います。「定款上の事業や目的が抽象的である場合などには、当該事業が定款上の事業や目的に根拠があるかの判断ができない可能性があることを踏まえ、定款には具体的に記載することが望ましい」として、この2つの例と、脚注の37番で「定款上の目的は、公益目的事業を列挙して定める必要はないが、例に掲げる程度に、主な公益目的事業に即して定めることが望ましい」。それで程度問題なのです。

現在の書きぶりは、前回からパブコメの時点で既に少し緩めていただきました。前回は、例1が「訪問介護事業等を行い」というふうに「等」がついていますけれども、非常に具体的に、今回は「訪問介護事業その他療養中の患者を支援する事業を行い」で、「その他療養中の患者を支援する事業」と緩めていただいているのですが、私、前回の会議の後にいろいろ公益法人の定款を調べてみまして、少しお見せできたらいいいのですが、今チャットに送りました。でも、チャットは会議室の方は見えないかもしれないですね。

例えば、私が代表を務めておりますひょうごコミュニティ財団でいうと、「当法人は、地域の課題に取り組む市民や団体を支援し、そこに寄付やボランティアなどのかたちで参

加する人々を応援し、資金その他の地域資源の循環を促進することにより、市民活動の発展とそれを基盤とする豊かなコミュニティを創造することを目的とする」としております。この中で、少し具体的といいますか手段的なものは、「地域の課題に取り組む市民や団体を支援し、そこに寄付やボランティアなどのかたちで参加する人々を応援し」という辺りが具体的にやる内容です。それでもかなり抽象的だと思います。資金助成ということすら書いていないです。「人々を応援し」の後に「資金その他の地域資源の循環を促進する」、この中に寄附を集めて資金を助成するといううちの2大事業が読み込めるのですが、寄附を集めるとも助成をするとも書いていないのです。

今、チャットに5法人の定款の目的を書きましたけれども、うちよりもっと理念的で抽象的な、市民活動の社会的基盤の充実を図り、諸資源の循環をもたらすということが手段的な部分で書いてある。これもある地域のコミュニティ財団なのですが、非常に抽象的な書き方をしています。

対案としては、例のこの2つはこれでいいとして、こういった若干抽象的なほうが当然法人としては新しい事業がやりやすいですね。ただ、もちろん抽象的な理念や抽象的な手段でもって、例えば、新しい事業を新規にやる、変更認定の申請がある。そのときに、認定する側がこの法人の目的や理念に照らせば、ここはちゃんと含むな、含まないな、これはあかんでしょう、目的から定款変更をしないと駄目でしょうとなるのかどうか判断できればいいので、ガイドラインの36ページ～37ページの例の前の本文に書いてあることは、定款上の事業や目的に根拠があるかの判断ができることが大事である、判断ができないとまずいということなので、その判断ができる程度に書いていけばいい。

現在、既に幾つかの法人で決めておられる目的を先ほど5種類ほどお送りしたものは、新しい事業をやるとしても、定款上の目的に照らして十分判断できるのではないかな。そうすると、やや抽象的に書いてあるような目的の例やサンプルを一つ、例3、例4としてここに加えてみたらどうかなと思います。

すみません。ちょっと長くなりましたが、以上3点でした。

○湯浅座長 実吉参与、ありがとうございます。

修文というところかもしれませんけれども、事務局からもし御回答がございましたらお願いいたします。

○大野次長 まず、いわゆる営利企業と類似する事業を行うということにつきまして、実吉先生からいただきました内容につきまして、あり得ない話ではないかなと考えておりますので、研究会としてそのような方向性で問題ないということであれば、まず「適切に」を「社会的に」というところについては可能かと思います。

それから、「確認することが求められる」ということについて、「必要に応じて」、あるいは、「必要がある場合に」という形かもしれませんが、その下のところにも書いてありますけれども、あらゆることについて、重要性がないことについてまで一々確認する必要があるという意味においては、まさにおっしゃるとおりというところもございます。で

すので、⑥についてはもともと類似する事業にあつてはとなっているのですが、事業の内容に応じ確認することが求められるということがあり得るかと思います。もう少し御議論をいただければと思いますが、検討させていただきたいと思います。

2番目の奨学金に関することですけれども、パブコメに対する回答の26ページの右側に書いてございますが、先ほど4年間掛ける10年分を持ってなくてはいけないということを実吉先生はおっしゃっていましたが、こちらの右側に書いてありますとおり、ここで求めているのは、現に支給を約束した人に対して、1学年であればその間の奨学金の財源は持っていてくださいねというものでございます。ですので、10年間継続するための資金を必要とするということまでは求めていない。現に、公益認定等委員会の議論におきましても、そういった議論はあるのですけれども、そこまではやり過ぎではなかろうかということがありまして、ガイドラインの65ページの（v）のところにある「内容相応に確保されているか」ということがあります。

ここはまさに、理事会等で計画書上は100人やりますと言っても、実際の財源が確保されてなかったら10人分にするとか、理事会等におきまして、しゃくし定規ではなくて財源に応じてやっていただくことを前提に、最低限のものを確保されているのかという趣旨で現在のガイドライン案は書いているところでございます。先ほど申し上げたような、10年分やるから全てを最初に確保しておけという趣旨ではないということを今回のパブコメに対する回答で記載させていただいたということで御理解いただければありがたいかと思っております。

定款の内容でございます。こちら非常に悩ましい話でございまして、あくまでもこれは行政庁の立場であるかもしれませんが、具体的であつたほうが望ましいと考えている。そういった中でも、実吉先生が御指摘されているように、抽象的な言葉で書かれている実例もあると思います。先生のおっしゃるように、言葉が幾つかちりばめられていることをもって、全体的にはある程度の特定がなされているという判断の下で公益認定を受けられたということかと思いますが、実例があることと、抽象的な定款の目的を望ましい例としてガイドラインに挙げるか否かの議論とは別ではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○湯浅座長 御説明ありがとうございます。

不利益の発生排除というのは非常に大事なことかと思しますので、今、御説明があつたとおり、万が一というところの中で、しっかりその対応できていますか、例えば、今予約した方の財源確保をしていますか、財源がもし細った場合に理事会できちんと支給対象を絞るとかの対応ができていますかというのは確認すべきかなと個人的に思っています。

定款のところでございますけれども、例えば御指摘の37ページですが、例でアンダーラインを引いてございますけれども、「訪問介護事業その他療養中の患者を支援する事業」は相当曖昧な記載ぶりでありまして、その前に具体的に書かなければいけないみたいなことが書いてあるのですが、例でそうでもない例が示されていますので、すごく個別具体的な

事業を書かないといけないという趣旨ではないと読み取っていただければなと思っております。

松元参与、御意見をお願いいたします。

○実吉参与 すみません、一言だけいいですか。

○湯浅座長 はい。

○実吉参与 今の奨学金の10年というところを私は誤解しておりましたので、大野さん、御説明ありがとうございます。だとしても、このパブコメの御提案のように変えるのは、私はそうするのがいいのかなという気がしております。

現状で、公益法人でもやっておりますし、ほかの法人格、NPO法人とかで、寄附を集めて奨学金や生活困窮や貧困家庭生活への給付金を行っているという団体は近年非常に多くありますので、目標として100人に給付金を出したい、それで寄附を集めるという事業はよくあるのです。なので、150人分集められました、よかったということもあれば、80人分しか集められませんでした、ごめんなさい、80人分でやりますというようなこともありますので、そういったチャレンジはあっていいのかなと思います。今の3点は、ぜひほかの参与の皆さんの御意見を聞いていただければと思います。

○湯浅座長 ありがとうございます。

松元参与、今の実吉参与の御回答も含めてお願いできればと思います。

○松元参与 御発言の機会をいただきましてありがとうございます。

私が主に発言させていただこうと思っているのは、営利会社がやっている事業と類似する場合の特徴を求めるかどうかというところで、今回のパブコメを拝見しても、やはりこの点に対する問題意識はすごく高いのだなということが明らかになったのだと思います。

それで、もともと私がこの点に一番問題意識を持っていたポイントというのは、これまでの公益認定の事例をこの委員会の中でも幾つか御紹介いただいて、その中で実際に例えばアンテナショップの事例であるとか、営利企業がやっていることと同じような業態であるという理由で公益認定が認められてこなかったという実例が実際にある。こういうことを公益認定等委員会の認定の場では実際には考慮しているという前提があるという御紹介をいただきましたので、そういう判断をしているのであれば、基準を明らかにしないでそういう判断をするというのは透明性という観点から望ましくないので、そういう判断をするのであれば、そのことはしっかりガイドラインに書き込むべきであろうという点が最初の問題意識でありました。

この研究会の場でも、今までどおりそういうことを基準としてやるという前提でガイドラインに書くのであれば、こういう理屈づけになるだろうということではいろいろ整理は申し上げたわけですが、ただ、ここは私も反省しなければいけないところかなと思いますが、やはり中途半端な前提を置かないで、そもそも営利企業と競合して類似の業務では駄目なのかということを公益認定等委員会での前例を一回捨象して考えると、例えば法律では特に書かれてこなかったとか、明示的な議論はそこまで行われてこなかったとい

うことになる、そもそもやはりそこを基準にすべきではないという考え方だって十分にあるのではないかと思います。

そうだとすると、今回、ガイドラインをどう書くかという話を超えるかもしれないのですけれども、6番の特徴があるという記載について、そもそも置かないという可能性自体もあるのだらうなと思います。もちろんそうなってくると、これまで公益認定等委員会が実際に行っていたのとは今後は方針が変わることにならざるを得ないので、実は物すごく大きい話だと思うのですけれども、今までこうやってきたからという前提を置かず、ゼロベースで考えると、確かに営利競争をするようなものがあってはいけないのだという議論とか意思決定はこれまで明示的にはどこでもされてきていないので、その選択肢をあえて勇氣を持って取るというのもあり得るのではないかなと思っています。

そうすると、やはりゼロベースで考えなくてはいけないわけですが、公益法人で営利企業と全く同じようなことをする場合に何が問題になるかという、恐らく一番は、利益が上がったときに法人税を支払わなくていいということです。しかも、法人税を支払わなくていいことにするために、利益がないことにするためにどうすればいいかという、仮に利益が上がる場合には、今回さらに制度が使いやすくなっている公益充実資金というところに入れるのだと。利益が上がった場合には公益充実資金に入れることをすれば、それが費用になる。結局法人税を1円も払う必要がなくて、かつ公益充実資金のところについては来年以降事業拡大するということで、公益目的事業拡大ということで、確かにその点では営利法人よりはアドバンテージがあることは、制度上は否定できないのかなというところはあります。

他方で、ディスアドバンテージは何か、非営利法人に課されている制約は何かという、よく言われるのは、非営利法人は出資でお金を調達できないのだから、その点で営利法人よりはディスアドバンテージがあるから違うのだという議論があるのですが、実はそこはあまり大きくないのかなと個人的に思っています。

今どき、営利法人でも新株発行とかやらないので、実際にお金が必要なときは銀行から借り入れているというところで、そこはそんなに非営利法人だから不利なのだという話にはならないのかもしれないと思います。恐らく大きいのは、役員報酬の上限が決まっているということで、営利法人でビジネスをしようという方たちは、儲かったら役員報酬を上げることができるわけなので、役員報酬の上限が定まっているところはやはり非営利法人でやる場合の一つの大きなデメリットになるのかなという感じはしています。

ということをもろもろ考えて、もしそれで本当に非営利法人のほうが有利なのだとすることであれば、さっきちらっと給食の業者さんの例も出てきたのですけれども、本当に非営利法人のほうにアドバンテージがあるなら、みんな非営利法人になっている、みんな公益法人になっている気もして、でも今のところそういうことは起きていないということを見ると、今の時点でそんなに営利競争という実態は、それを制度とかガイドラインに反映する程には問題は起きていないのではないかなという感じもします。

そうだとすると、6ポツの類似の事業について特徴を要求するということは、これまでこちらサイドからこうしたらどうですかということも言ってきた中ですごく申し上げにくいのですが、一つの選択肢としては、もちろん委員会の先生方の御議論だと思いますが、勇気を持って撤退して、今後、公益認定の実際の会議の場でもそこは特に問わないことにするというのも選択肢として考えてもいいのではないかなという気がしています。

それでもし本当に営利競争についてはやはり駄目なのだ、競争があるのだ、実際に営利法人が淘汰されてしまうとか、あるいは税制上で税収がすごく減るのだということがあるのであれば、それはもっときちんとした形で立法で入れるなり、そういったことを考えていくというのも一つのやり方なのかなと思っています。

あと一点だけちょっと気になるのは、公益法人の場合、役員報酬は制限されているのですが、従業員の報酬はそんなに規制はないので、懸念されるのは非営利法人にすることで法人税とかを払わなくてよくなるので、その分、従業員のお給料はほかの同業種の人たちより1割増し、2割増しぐらいにする余裕が出てくるよみたいなことがあると、実質的に問題になり得るのかなと思うのですが、まだ今のところはどちらかという公益法人は数が少なく、今のところはそういう問題も起きていないということなので、そうであれば、最初の私の違和感は、ガイドラインとかに書かれていないことについて、それを基準に判断されて実際に却下されているというのはよくないのではないかなというところだったので、そういう基準は使わないという結論でもいいのではないかなと思います。

そうすると、恐らく全国の公益認定等委員会の委員の方たちが、今までと違うのかということですごく御苦労されるのではないかなと思って、実はそこがすごく心苦しいのですが、そうなのかなと思います。なので、ここはぜひ委員の皆様方の御意見を聞きたい、教えていただければと思います。

あと一点、関連してすごく形式的なことなのですが、パブコメのこの点に対する回答の中で、この論点についての回答がほとんど全て、「研究会で検討したので議事録を見てください」みたいになっていて、私ももちろん研究者なので自分の発言には責任を持ちたいと思うので議事録を見ていただくのは大いに結構なのですが、パブコメの回答としては不親切過ぎるのではないかなと思ったので、もう少し答えを何かしら提供していただくといいのかなと思いました。

以上です。長くなりましたが、よろしくお願いいたします。

○湯浅座長 松元先生、ありがとうございます。

情報提供ですけれども、法人税は確にかからない、それ以外の固定資産税等々も優遇がされていますということを一つ申し添えます。それから、実際に審査に上がって却下したというよりも、その手前で営利競争しているということで取り下げた案件が内閣府、地方もたくさんあるのだと思っています。

実吉参与から御提案のありました不利益排除の対応、定款の具体性をどの程度求めるかという点に関して御意見をいただければと存じます。

○松元参与 ごめんなさい。私でしょうか。

○湯浅座長 実吉参与から各参与の御意見をいただきたいたいでリクエストがありましたので、お願いできますでしょうか。

○松元参与 その点については、特に強い意見は今回はございません。特に定款のところについては、ある程度具体的なほうが望ましいだろうという感触を私としては持っているのですけれども、最後は事例ごとの判断になるので、あまりにも何をやるか分からないということだと公益認定はできないと思うのですが、ぎりぎりどこまで緩くても認めるかというところで、今回、実吉参与が示していただいたような定款の例は、これ以上抽象的になったらすぐに困るだろうなという感じはしていて、一番緩やかな範囲なのかなという感じはしましたので、ぎりぎり認められる一番緩やかなラインを例として書くのが適切かというのはよく分からないのですけれども、その程度の感触です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○大野次長 今、松元先生から話がございまして、アンテナショップを却下したという話をおっしゃっていましたが、認定委員会の事例で申し上げますと、アンテナショップについても具体的な事情を踏まえて認めてきたという事例がございます。

そういった意味で、我々はかなり幅広く公益目的事業としての特徴を認めてきていると考えておりまして、ちょっとでも類似しているものは不認定とするというような乱暴な運用はしてきていないことを改めて申し上げたいと思います。

それから、役員報酬の上限のキャップがあるという話をおっしゃっておられましたけれど、不当に高額というのを簡単に判断することができるのかということでございます。今回のガイドラインにおいても、説明責任を果たしている限りは適正な役員報酬をもらうのは当然だという観点から記載しております。

実際問題として、公益法人の役員で3000万を超えるような報酬を得ている方々も若干名いらっしゃいます。そういったものについて、一つ一つ不当に高額だからという指導もしていないという状況がございます。先ほど職員の給与についてもお話がございましたけれども、民間並みでそこそこの役員報酬は一定の状況の下では構わないという取扱いをしてきたところがあります。

その他、これは私から申し上げたいところがあるのですけれども、これまでは収支相償でありますとかそういったことで細々と見てきた、それがあるから公益法人として認められるのだということについて強調してきた結果が、これまでのように収支相償について細かく見るという運用だったのではなかろうかと考えております。

今回、財務規律について抜本的に見直します。さらには役員報酬についても考え方を明確にして、相当程度緩やかに判断することを明確にしているところがあると思っております。そういった中でこれまでのように、公益目的事業としての特徴も不要ということになってしまうと、それで大丈夫なのかなというのが相当な疑問となるところでございます。

松元参与から、現時点において営利競合について特に問題となるものがないという御指摘があるのですけれども、ある意味それはこれまで公益認定等委員会、都道府県の委員会が特徴を見るという運用してきたから問題となるような事例がないということであって、運用を改めても問題とならないということではないと思っております。

実際、現時点において裁判となっている事例もあるのでありますが、逆に言うと、営利企業と全く同じようなことをしたいという法人さんはどのようなものがあるのかということについてもよく分からない中で、今、これを撤廃するというのは現実的ではないのではないか。もちろん今後の検討という中で、具体的な事情に応じ、さらには経済界、社会的な需要に応じて必要に応じて考えていくことは当然必要になってくると考えておりますけれども、この研究会におきましては、基本的にはこれまでの運用を踏まえて、現時点においてはどこまで明確化できるかということでありまして、新しい基準を完全にゼロベースでつくるということについては、これまでの国会同意を得ました委員会の判断を覆すといえますか、否定するのは、この研究会であってもなかなか難しいところがあるのではないかと考えている次第でございます。

○湯浅座長　ありがとうございます。

会場にいらっしゃる鈴木参与、溜箭参与の御意見を簡単にいただければと思います。

○鈴木参与　御説明いただきましてありがとうございます。

今、大野さんからお話しいただいた内容に関しては、私も同じ考え方かなと思っております。この場が大きく方向転換をする場なのかどうかというところは一つ懸念点としてあるかなと思っております。

あと、定款に関しましては、事例をどのような形で出すのがいいのかという議論があるかと思うのですが、今回の改定の全般の趣旨として、団体自体がガバナンスを自律的に強化していこうという前提の下にいろいろなものを見直していっていると思っておりますので、定款に関しても団体の活動の基盤になるものだと思っておりますので、そこをガバナンスの観点から自分たちがどういう形で定めていくのかということになっていくので、そこまで具体的に明確に求めていくのかというのは、団体の自主性ところに沿って提示していくのがいいのかなと思っております。

○湯浅座長　ありがとうございます。

今の定款のお話ですと、その法人自治に委ねると。こちらで記載しているのは、ある程度分からないと認定するのが難しいというような。

○鈴木参与　そうですね。そこは理解しているのですけれども、がちがちに固めて、具体性をかなりもっと掘り下げて求めていくというところではなくて、今の基準を踏襲しつつ、具体例のところあまりにも曖昧過ぎる部分が一つの事例になってしまっているの、その書きぶりをもう少し考えていくというのが一つあるかなと思っております。

○湯浅座長　ありがとうございます。

それでは、溜箭参与、お願いできますでしょうか。

○溜箭参与 ありがとうございます。

公益と営利競合のところが本当に難しいなと思っています。松元先生がちょっとトーンを変えていらしたので、この会議の趨勢も少し変わっているかもしれないなという気はしています。でも、終わりのところになるのでなかなか難しいなというところがありますが、ここは会議の中でも意見が割れているということと、パブコメでも議論が分かれているということもあるので、そういう意味では、そういったところをこのガイドラインの中にある程度書いていくこともあり得るかなという気もしています。また、これまでの実務のことを私はあまり知らずに抽象的に議論してきたという側面はありますので、そういった実務を踏まえたことの難しさもあるのは私も分かりますので、そういったことも含めて、脚注になるのか、囲み記事になるのか分かりませんが、もうオープンにしていくこともあり得るかなと思います。

これがその後の実務にどう響いてくるのかが難しく、両論併記ではどうやって認定するのですかみたいな話になると、そこも分かるので、非常に難しいなとは思いますが、そういった形で今後議論を投げておくといったアプローチもあり得るかなと思っています。

定款のところですが、ガバナンスというのは一つの観点かもしれませんが、37ページの例が抽象的なのか具体的なのかというのはなかなか難しいところがあります。特に、実吉さんがおっしゃっていた例はコミュニティ財団ということなので、コミュニティが比較的広くて活動する内容も非常に専門性のあるところの一つぽんと言いますということよりは、様々な公益な活動をしているところに支援をしていくということになるので、そうするとおのずから抽象的にはなるかなという気はします。

ですので、一般論として具体的に記載することが望ましいということはありませんけれども、他方で、法人の性格によって地域が広いであるとか幅広い広域活動を行う、あるいは公益活動を支援していく場合にはやはり抽象的になるということをもう少し書いていけばいいかなという気がします。恐らく、一言で言えば社会通念に照らしということになるのだと思いますが、活動の範囲、地理的な範囲、活動の具体的な内容、それと実際に事業を行うのか、リソースを提供する形で支援するのか、そういった性質によって具体的であるのか抽象的であるかというのは変わってくる。それぐらいの記載はあってもいいのかなという気がしました。

あとは、ちょっと具体的なところではマネロンのところをどうするのですかみたいなことを申し上げようと思いましたが、意見を集約ということであれば、取りあえずここで止めておこうかなと思います。

○湯浅座長 ありがとうございます。

それでは、板垣参与、お願いできますでしょうか。

○板垣参与 ありがとうございます。

先ほどの松元参与の御意見はやはり難しいなと思います。営利競合というところで、実際に行政手続というか審査の観点からしても、私もあまり公益法人認定のところで、もと

もとの条文にない要件でいろいろ審査するのは望ましくないと私は思っております。実際にパブコメでもそのような意見が主流を占めておりまして、私もそれはもっともだと思っているのです。

だから、いろいろとまだまだ御異論も多いところでありまして、先ほどの事務局の御発言もあったところでもありますので、ただ、議事録として、これからの主要な検討課題、重要な問題提起として、しっかり取り組んでいくべき事柄ではないかと思いました。

私は、行政手続というか審査はなるべく簡素化すべきだという立場で、あまりいろいろと手取り足取りというか、奨学金のことについてもですけれども、もともとの法令にない要件を審査するのは可能な限りやめたほうがいいという立場から申し上げます。

以上です。

○湯浅座長 板垣参与、ありがとうございます。

不利益排除、定款に関しましては、特にございませんですか。

○板垣参与 はい、そちらについては私のほうからは知見はございません。ありがとうございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

続きまして、篠塚参与、お願いできますでしょうか。

○篠塚参与 先ほどの定款の部分でございますけれども、結構実務寄りの話になるかもしれませんが、例えば、私どもなどは、普通定款の構成だと最初のほうにその法人の目的とかがあって、どんな事業をやるかということを書くという形になると思うのですけれども、私どもは公益社団なので、定款を変えるという変更行為は3分の2の議決が必要ということも考えると、もともと法人としてこういうことをやるために法人が設立された経緯を踏まえるとそんなに変わるような話でもない。ただ、社会の変化の中でやる事業が変わっていくという要素もある。

そこに、民間の法人ではなくて、公益社団、公益法人ということですので、財務制約、公益目的事業比率といったことも踏まえますと、自分たちがやろうとしている、あるいはやっている事業がこういう事業だというのはある程度書いていかなければいけないだろうと思っています。特に、半分以上は公益目的事業をやっているのも、そういったものの具体性はある程度書いていかなければいけない。さらに、私どもはやっておりませんが、その公益目的事業が許認可に関わるような事業であれば、なおのことそこは少し詳しく書いていただくと必要があるのかなと思っています。

基本的には自治なので、あまり細々とは書くべきではないと思うのですが、先ほど申し上げたように、事業の中のうち公益目的事業はある程度具体的に書かなければいけないでしょうし、公益目的事業のうち許認可を得てやるような事業についてはさらに詳しく書いていただくというのが頭の整理かなと思いながら皆さんの御意見を伺っておりました。

それをガイドラインレベルにどのように表現していくかというのは、今この瞬間で私はあまり具体的な知見もないのであれなのですけれども、定款に関する考え方みたいなところ

ろを述べさせていただきました。ありがとうございました。

○湯浅座長 篠塚参与、ありがとうございました。

営利競合、不利益排除の点に関しましては、特段御意見はないということでよろしいでしょうか。

○篠塚参与 特に改めてはございません。

たしか資料3の6ページ辺りの総論のところで、民間との競争みたいなことが起こることを期待しているという御説明を事務局のほうからいただいたと思うのですが、私的にはこの研究会の議論を通して、そういった立場は私としても賛同できる立場であります。一応その点だけ申し上げさせていただきます。ありがとうございました。

○湯浅座長 ありがとうございます。

ただいま皆様からいろいろお話があった中で、溜箭参与がおっしゃられていましたけれども、ガイドラインは毎年見直されるということもございますし、営利競合に関しましては引き続き課題ということで、来年以降、継続検討課題という扱いになろうかなと思っております。

どうぞ。

○坂井企画官代理 お時間もないので、実吉参与、松元参与の御発言に関して、事務局からパブコメの回答を書いた立場から少し補足させていただきます。

今回のいわゆる営利競合についても、基本的にガイドラインでここまで書き込むというのは極めてチャレンジングであることは認識しております。ただ、公益行政のバックボーンとして意識せざるを得ないのは、制度として税制控除の裏付けがあるというのが非常に重い話でございまして、ここのところは何らかの形で明確化に向けて風穴を開けておかないと、今後とも予見可能性がないまま禍根を残すこととなりかねないとの懸念もありでご批判を覚悟の上で書かせていただいております。

松元参与から理由について研究会に委ねてしまっているという御批判がありましたけれども、そこは弁解の余地もありますが、今回の取組はある意味でチャレンジングですから、こういう形でいろいろ論点があり得るところについて有識者に御議論いただいたという点を認識していただくという狙いもございました。

ご案内のとおり、いわゆる営利競合に関する御意見を見てみると、基本、今回白黒はつきりつけるというようなトーンのご意見が多く、そのような意図で書かれているわけですが、そんな簡単なものではなくて、引き続き実吉参与の御認識かもしれませんが、継続的に検討していくべきものと考えておりまして、そういったところを受け止めていただければという思いもありました。

定款についてですけれども、パブコメの御意見の書きぶりを見ますと、どちらかというと主務官庁制の前提でいろいろご意見をいただいておりますが、そこは否定した上で、今回のガイドライン全般に共通して前提となっている法人自治の在り方にとって適切な定款の在り方を目指していただくという狙いで回答を書かせていただいております。実際にある

ブロック会議におけるご質問においても、やはり認定法の議論の前に一般法の議論を明確にしておく必要があると強く感じたところであり、定款は法人自治の根幹なので、そういったところを認識していただきたいと考えてあえて書かせていただいています。

もう一つの財務規律のところは、この委員会の運営についてのエクスキューズさせていただきくますと、現在、パブコメの御意見にあるような安易なご審議はなされておられません。お金があるから云々かんぬんという単純な話ではなくて、ちゃんと回答の後段に書かせていただいているとおり、法人の理事会において説明を果たさせた上で見ていくという審議がなされておりますので、書きぶりについては少し誤解を招く点があり申し訳ありませんが、そのところは少なくとも本研究会の参与の皆様には御理解いただきたいなというところで補足説明させていただきました。ありがとうございました。

○湯浅座長 ありがとうございます。

定款ところは具体的にという言葉がきついのかかもしれません。この辺は、事務局を含めてどういう表現を適当なのかを検討させていただければと思います。

松元参与、何かございますでしょうか。

○松元参与 1点だけ手短に確認させていただきたいのですが、営利競合というか営利法人と全く同じ類型の場合には実際に何らかの特徴を求めるといようなルールというか、考え方があるということが、税制優遇を財務省に認めていただく上での前提にこれまでなってきたのかどうかというところがちょっと気がかりでして、おっしゃるとおり、制度をつくるとか維持する上で、税制優遇があるということは絶対に不可欠なものなので、基準を緩め過ぎて、それなら税制優遇は制度として認められませんみたいなことになると、それこそとても大変な話ではあるので、実際に営利企業と同じものについては、これまで先ほどの御指摘で、審査まで上がってこなくても事前相談のところでお断りしているような事例もあるということは言っていましたけれども、この営利競合というか、営利企業と全く同じものについては特徴を求めるという要件がないと、税制優遇を得ることに支障が出てくる可能性があるのかどうかというところは、実際に具体的な御感触がもしあれば伺いをしたいと思うのですが、お分りの範囲で教えていただければと思います。

○大野次長 ありがとうございます。

私どもとしても、税務当局と営利競合という言葉で話しているわけではございませんが、今回の収支相償というものを合理化といいますか、柔軟化するに当たりましては、かなりいろいろと議論しております。そういった中で、収支相償はこれまでよりも柔軟にしますけれども、事業内容についてはしっかり見ていきますよ、公益性はしっかり判断しますよ、だから大丈夫なのですよという言い方はしております。

そういった意味でも、営利企業と全く同じような事業をやってもということでは、公益性を判断していますと言えなくなってくるのではないかという危惧を非常に持っております、ここが落ちると、そもそも前提が違わないかということと言われる可能性は大いにあると考えている次第でございます。

○松元参与 なるほど。状況はよく分かりました。ありがとうございます。

○実吉参与 すみません。今の点は非常に大事な部分だと思いますので、重ねて質問というか確認させていただきたいのです。

今、大野さんがおっしゃった税制優遇で収支相償を適正化するという事で、その代わり公益性という部分は、財務省なりから明示的に企業との区別、公益法人、公益目的事業としての特徴は大丈夫だよねというふうに、先方からそのように求められたのか、それとも、今御発言があったように、こちらからそういう部分が企業と変わらないではないかと突かれると怖いという、あらかじめの予防的な、付度という言葉は適切ではないかもしれませんが、こちらから慮って基準⑥を設けようということなのか。確認なのですが、どちらでしょうか。

○大野次長 あまり税務当局との細かいやり取りをここで申し上げることは適切ではないと考えておりますけれども、財務当局からは、事業内容をしっかり見るのだよねとくぎは刺されているのは間違いないところでございます。

○実吉参与 ありがとうございます。

では、1つだけ最後に、手短にしますが、座長が毎年これを見直すので引き続き課題であるということは、例えば、これが議事録にも残り、今後も次のどなたかがこれを議論するときへの申し送りにはなと思うのですが、先ほど溜箭先生がおっしゃったことではないかなと思うのですが、一つの具体的な提案として両論併記、脚注でもいいと思いますので、この点についてはそもそもこういう規制自体が必要か、有意義かという議論は両方あるということを書き残す、溜箭先生がおっしゃった趣旨がそれで合っているかどうかは分からないのですが、紙の上で残しておくというのはいかがでしょうか。

というのは、確かに先ほど大野次長がおっしゃったように、具体的な公益認定の実践を今まで言語化されてなかったブラックボックスを明示化するという事であって、新しい規制を加えるとか減らすとかいうことはこの研究会の範疇を超えるというのはそうかもしれないと思います。

ただ、ここはかなり争いのある、いろいろな意見のあるところは事実なので、今の24ページの⑥及びその前後や脚注の書きぶりは、これでいくと、ふさわしい特徴があるという基準を固定化させていくことになると思うのです。24ページだけを見ると、そのようにしますと結論を固定しているの、そこは議論がまだあるのだということをここに書き残すのは、こういう文書でそういうのが入ってくるというのは非常に異例かなとは思いますが、こういった議論がたくさんあることに鑑み、それはあってもいいのではないかなと思います。いかがでしょうか。

○湯浅座長 実吉参与、ありがとうございます。

ガイドラインになじむ記載かというのが多分にあるので、議事録に記載がされるということで御容赦いただければなと個人的には思っているのですが、事務局からいかがでしょうか。

○大野次長 座長からの御指摘がございますけれども、参与の先生方からの御指摘もありますので、両論併記という書き方は難しい部分があるかと思っておりますけれども、そのような意見があったということを残すことはあり得るかなと考えております。書き方につきましては、脚注なりでありますし、御相談させていただきたいと思っておりますけれども、何らかそういうものがあるということをガイドライン本体には残せるのではないかとということで、座長とも相談したいと思っております。

○実吉参与 ありがとうございます。

○湯浅座長 大分時間も押してしまいまして、3章以降も進めないといけませんので、次のまとまりのほうに移らせていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、3章、4章につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○大野次長 3章以降はかなり技術的な話が多いかと思っておりますので、簡単に進めさせていただきたいと思っております。

意見内容、対応の詳細という部分、資料3に沿って進めさせていただきます。

まず、82ページの追記は先ほど申し上げたものと同じものでございます。

その後しばらくは特にありません。パブリックコメントにおいてもうちちょっと分かりやすく書いてほしいということを踏まえて追記しているということが幾つかございます。

84、85の会計基準の関係につきましては、会計基準の検討会の検討結果を踏まえた修正を随時やっているところでございます。中身を見ていきますと、非常にテクニカルな話が多くございます。

外部理事・外部監事の関係につきましては、パブリックコメントでもいろいろな意見をいただいております、今回、特に社団法人において、役員が全員社員でなければいけないという法人について、全然時間がなくて間に合わないとか、あるいは外部理事・監事を急に置かなくてはいけなくなった場合にどうなのだというような意見がございました。

これらにつきましては、適切に役目を果たせる人を選んでいただくことが重要であるということで、しゃくし定規に一律ということではなく、実態を見て、実質的な観点から監督をしていきまして、選任をできなかったことについてやむを得なかったと認められる場合については、不用意に監督等、処分等を行うことはしないということをガイドラインに記載しているところでございます。大体102ページ辺りです。

103ページの一番下のところは、外部理事・監事にはしっかりした人が就いていただくことが重要であるということも踏まえまして、その役割といったことについては事業報告に書いていただくこともあるのではないかとということも記載してございます。

第3章はテクニカルな話が相当ございました。

第4章につきましても、非常にテクニカルな話が多くなっております。

特に大きな話はないのですが、130ページの辺りで、今回の制度改正で、条ずれ、項ずれ、正味財産増減計算書の名称変更等々がありますけれども、その際の定款をどうすれ

ばいいのだというような御指摘も得られましたので、その際の対応について記載を置いてございます。

第5章でございます。

1点間違いがありまして、142ページでございます。一番下に適正な費用につきまして、これは現行のガイドラインからあった内容を持ってきましたが、一番下の行に「収益を収支相償の会計に含めることができない」と書いてありますが、これは「収支相償」ではなくて「中期的収支均衡」です。間違えて申し訳ございません。

その他、会計につきましては非常に細かい御指摘がたくさんありまして、それに対して分かりやすくする観点から、注記を出すとか括弧書きで補足するという取組を多々やっているとございまして。この辺りにつきまして、どういうふうに分かりやすく書いていくか、あるいはさらにそれを国民、事業者に周知徹底するかが重要だと考えておりまして、ガイドラインにおきまして今回補足をいろいろ行っております。

さらに、参考資料としてお配りしている中のうち、後ろのほうを見ていただきますと、公益法人会計基準オンライン説明会とか個別の相談会の資料を後ろに添付してございます。その他、その手前におきましては、ユーチューブチャンネルで分かりやすく解説することを書いてございます。こういった取組を通じまして、できる限り分かりやすく取組を進めていきたいと考えてございます。内容的に大きな変更をするというものは特にはございません。

時間もございませんので非常に簡単な説明になってしまいましたが、以上でございます。
○湯浅座長 ありがとうございます。

3章から5章までですね。今の御説明に対してどなたか御質問はございますでしょうか。

細かいことの書きぶりを修正したというところでございますが、実質的な内容の大きな変更はないといったところでございますが、よろしゅうございますでしょうか。

特にないようでございますので、最後の第6章について御説明をお願いいたします。

○大野次長 第6章も特に大きな変更はないわけでございますけれども、この秋にブロック会議ということで全国の各県の方々とも相談した関係で、230ページをご覧いただければと思います。

立入検査をどうするかということにつきまして、都道府県の方々からは、点検調査を10年に1回とするのは、ガバナンスが緩い、しっかりとガバナンスが効かない法人が多いので、それでは間隔が開き過ぎではないのかという御意見をたくさんいただいたところでございます。そういったことがある中で、我々としても別に、一律に10年に1回に点検調査をすればいいというものではなくて、リスクでありますとか具体的な事業内容を踏まえて、必要があれば短くすることもありますよと。

例えば、関係者の高齢化で活動が停滞している法人で、ガバナンスが機能していない、不正経理が起こってしまった、そういった法人について10年も放っておいていいのかという御指摘があったのですけれども、そういった法人については数年毎に検査するといった

こともあることについて改めて記載しております。

いずれにしろ、具体的な監督の在り方につきましては、リスクとか法人の事業内容、都道府県の実情等に応じてやっていくということかと思っております。

内容としては、以上のとおりでございます。

○湯浅座長 御説明ありがとうございます。

ただいまの御説明に対して、何か御質問等々はございますでしょうか。

こちらも特段御意見等々はないようでございます。

そうしましたら、ガイドライン研究会における議論は本日をもって終了となりますが、先ほども申し上げたとおり、新ガイドライン決定後も毎年内容の見直しを行っていく方針でございます。引き続き、関係者と対話をしながらよりよいものを目指していきたいと考えておりますが、最後でございますけれども、これまで研究会で議論し切れていない論点がもしございましたら、今後の運用を見据えてでございますけれども、御意見がございましたら伺っていきたく思っております。

溜箭参与、お願いします。

○溜箭参与 ありがとうございます。

先ほどありますと言いながら忘れてしまったのですが、テロ対策とかマネロン対策のところでは先ほど説明があったところを完全によく分かってはいなかったのですが、海外への送金に関わる記載は5章の205ページ～206ページのところだったと思うのですが、その記載と、先ほどパブコメに対するリアクションが非常に具体的なことだったと思うのですが、そこをどういうふうに整理されているのかということをお伺いしたいのですが。

○大野次長 パブコメの記載は資料1の43ページをご覧くださいと思いますが、そもそも導管寄附というのは、寄附先を指定した寄附ということで、税制優遇を考えると濫用があってはいけないよというトーンで書いているのですけれども、特に海外の支援の場合には、あらかじめ寄附先を指定して集めたほうが透明性が確保される場合があるのではないのかという御指摘がありました。それは多分そのとおりなのだろうと考えて、導管寄附の部分にそういった旨を追記することを考えております。

それはそれとして、どのような法人であろうが、海外に送金する場合は、まず送金に当たっては信用できる金融機関を使うかというのがあるでしょうし、送付先の団体が信用できるかということについては当然確認することが求められるかと思えます。そういったリスク対策は当然取っていただくことが必要ではなかろうかと。

具体的な内容につきましては、2～3年前に内閣府におきまして、こういった取組をやるのが適切であるということを打ち出しています。また、今後必要性に応じてこういったものが改定されていくことになるかと思えますし、FATFの勧告も、毎年ではないですけれども、何年置きかに出てくる。そういった中で、こういった対策を取るべきなのかについては随時改定されていくかもしれないです。

今回のガイドラインにおいては、海外に送金するような法人については、そういったリ

スク対策を取ることも技術的能力の一つだということを明記しましたし、マネロン対策の取組についても、内閣府の文書を参照しつつ、それほど重たい課題だとは思わないのですけれども、最低限のリスク管理は取るようにしましょう、そういうことは取っていますかということを毎年の定期書類、報告書で報告してもらおうという形にさせていただきます。そういった取組を通じて、マネロン対策を進めていきたいと考えております。

○溜箭参与 一つ気になったのは、送金先をきちんと指定しておくこと、それがきちんと大丈夫だということを確認した上で寄附するということはよいというのは一つあり得ると思うのですが、別のやり方も多分あると思うのです。最終的にどこに渡していいのかがよく分からない。なので、そういったマネロン対策がきちんとできている団体に渡しますと。そのときにもう全て委ねますということでも多分いいと思うのですが、同時に、状況が変わるに当たって、こういった分野に寄附するお金を振り分けてほしいといったことを言うことも多分あり得ると思うのです。これは実際にどこまでなされているかが分からなかったりということもあるので、こうあるべきだというのがあったほうがいいというのは分かりますが、そうでなければいけないという形になってしまうと、自由度が落ちるかなということをちょっと気にしたというところです。

○大野次長 こちらの43ページに書いてある修正文も「望ましいこともあり得る」というぐらいの書きぶりで、おっしゃるとおり、何がいかということについてよく分からないことがありますので、そういった考え方もありますよという提示にとどめています。

○溜箭参与 なるほど。そういう趣旨であれば、了解いたしました。ありがとうございます。

○湯浅座長 実吉参与、何かございませんでしょうか。

○実吉参与 ありがとうございます。

第7章辺りはこの後に出てくるのだと思っていたので、全体が終わりつつあるのですが、7章のところで、資料3のパブコメで4ページの一番下、239ページの例を追記というのは、資料1のパブコメのリストでいうと146ページ～147ページで、地域レベルでの公益法人領域の中間支援の団体ですということで、そういうところがあるのはすばらしいなと思いながら御意見を読んでいました。

146ページ、147ページのパブコメの御意見は、しっかりそのとおり反映していただいているのではないかなと思うので、ここはいいのですが、239ページの国の支援のところの①～⑤の書き方と、ちょっと戻るのですが、第5章の208ページの一番下の4行の「このほか」の後、事業報告にこういうことを書いてくださいね、望ましいということで、「公益目的事業の質を改善するための自主的な取組、公益目的事業の成果や、公益目的事業の実績に対する測定・評価（インパクト測定・マネジメント等）などについて記載するなど、より一層の透明性の確保を図ることが望ましい」ということで、208ページの趣旨としてはこれでいいと思うのですが、ちょっと気になったのは「インパクト測定・マネジメント」という言葉が208ページと239ページに出てきていて、239ページでいくと①～⑤まである中の

トップに出てきているのです。

実はインパクト測定はもう一か所、出資のところの61ページにも出てくるのですが、これは脚注で参考として出ているし、出資なので成果を数値的に測定するというのはあってもいいのかなと思うのですが、公益法人の事業全体について「インパクト測定・マネジメント」というのは、「・マネジメント」の意味が取りにくいのですが、これは多分マネジメント全般のことではなくて、いわゆるインパクトマネジメントのことかなと思うのですが、私の意見としてはあまりインパクト測定というのを前に出し過ぎないほうがいいと思っています。

今回のパブコメでも、割と最初のほうの御意見で、小規模法人にとって、専門用語をそんなに使わないで、もっと分かりやすい制度にしてよという御意見があったと思います。それは非常に大事な視点で、この研究会の最初にも私が申し上げたと思いますが、1億以下というところが6割近くありますので、そんなにたくさんの職員を抱えていない法人が圧倒的に多い。その中で成果をちゃんと社会に対して示す。それはまさに先ほどの議論ですが、社会的なサポートを受けて活動をしている法人としては、それはそもそも大事なことです。その中の成果測定の手法としてインパクト測定というのは、非常に手間もかかりますし、正確なインパクト評価みたいなことをやろうとすると膨大なコストがかかります。

ですので、むしろそれ以外の参加型の評価とかいろいろな評価の仕方があるので、例えば、208ページの事業報告にこういうことを書いてください、望ましいという記載で言うと、文章そのものはいいのですが、「公益目的事業の実績に対する測定・評価などについて記載する」として、「（インパクト測定・マネジメント等）」は削ったほうがいいのではないかというのが208ページについてです。

それから、239ページは、赤字の部分の③と④、それから「各地の」と入れていただいた、これはパブコメの御意見を受けてよくなったと思いますが、順番を並び替えたらどうかなと思います。何より法人自身にとっても大事なことで、それを国として支援していくというのは、例えば「②自律的ガバナンスの充実や透明性確保の取組の好事例の収集・展開」が何より大事なかなと思いますし、4番目の「研修等による人材育成等の支援」は別の観点になりますが、私はNPO法人とかほかの法人とのお付き合いもたくさんある中で、公益法人の世界が一般の国民、市民の参加が非常に乏しい。公益法人で働いている人と専門家だけの世界になってしまっているというのがこの制度の弱点だと私は思っていて、普通の人が少し勉強すれば公益法人の役員をやれる、理事も監事もやれると。

これは、今回の外部理事・外部監事の話でもそういうことにして新しい人々をリクルートし、公益法人の担い手になっていただくことを進めないと、先の展望は苦しいのではないかと常々思っていますので、発掘も含めて人材育成は非常に大事だと思います。そういう観点で、②、④を最初に挙げて、その次にその他を取るのですかね。「③公益法人の様々なチャレンジングな取組事例の紹介」の辺りを前に出して、インパクト測定・マネジメン

トは私はあまり望ましいとは思わないので、そもそも削除してもいいかなと思うのですが、残すとしても順番を下げて、一つのやり方の例にすぎないと思いますので、4番目ぐらいに下げる。中間支援団体等の支援は5番目のままでいい。「各地の」と入れていただいてよかったかなと思いますので、239ページは順番を入れ替えてはどうかと思います。

以上です。

○湯浅座長 実吉参与、実際細かいところまでありがとうございます。

有識者会議でこういったことに触れていると自分は理解していましたが、修文の可能性ですね。事務局から何か御回答はございますでしょうか。

○大野次長 ありがとうございます。

座長からもありましたけれども、有識者会議でもありましたし、インパクト測定・マネジメントが今後重要になってくるという御指摘を踏まえてこういったことを入れておるものですので、落とすわけにはいかないのですけれども、実吉先生の御指摘も踏まえて順番の変更等々については検討したいと思います。

○湯浅座長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

お願いします。

○溜箭参与 インパクト測定・マネジメントは意見の違いが多分あるのだと思いますが、インパクト測定は分かりますよね。資本を投下したときに効果がどういうものか。マネジメントは何でしたか。マネジメントを簡単に言うと経営とか運営とかですが。

○大野次長 インパクト測定をしてその結果をマネジメントに生かす、それ以上のものではないと認識しております。

○溜箭参与 なるほど。「・マネジメント」だと、そのニュアンスが言葉としてあまり分からないかなという気がします。それをマネジメントに生かして何とかサイクルを回すみたいな話と関係もしてくるので、そうだと分かるのですが、ちょっとここだけだと分からないかなという気はします。

○湯浅座長 黒田参与、お願いします。

○黒田参与 「インパクト測定・マネジメント」というのは、プラスのインパクトを出し、マイナスのインパクトを減らすためのマネジメントという意味なので、インパクトマネジメントのインパクトにかかっている言葉だと思います。

○溜箭参与 インパクトがマネジメントにかかっているのですね。

○黒田参与 そうです。

○溜箭参与 なるほど。そういうふうに読む人がどれぐらいいるかなという気もするので、これも完全に表記だけの問題なので、実吉先生も具体的なことをおっしゃっていますが、表記を工夫なさったらいかがですかというのが私の意見です。もちろんいろいろな考え方があると思います。

○湯浅座長 ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますでしょうか。

局長、お願いします。

○高角局長　ありがとうございます。高角でございます。

最後の「インパクト測定・マネジメント」に関しては有識者会議のときからずっと議論があった件でございますけれども、必ずしも高度なインパクト測定、定量的な厳密な手法による測定を求めているものではない。法人がそれぞれのやり方で自分の事業として行っていることのインパクトを把握して、それを世の中に示していくとともに、いいインパクトを伸ばし、悪いインパクトは減らしていくという取組だと理解をしているのですが、「インパクト測定・マネジメント」という言葉でそれが御理解いただけるかどうかというところは考えさせていただきたいと思います。

全体の話なのですけれども、7回にわたりまして非常に熱心な御議論をいただきまして誠にありがとうございます。本日も非常に白熱した議論となりましたことを感謝申し上げます。研究会でいただいた議論や、パブリックコメントでいただいた御意見は、今後の制度運用に当たってのよりどころになるものだと考えております。ガイドラインで表現し切れなかった部分もございますので、そういったものをできるだけオープンなプロセスで議論させていただいたつもりでございますので、それが私ども行政庁にとっても、あるいは法人や世の中にとっても判断の一つのよりどころになっていくものだと思っております。

ガイドラインがひとまず固まりますので、これを分かりやすく周知していくということで、これから説明会、相談会、様々な形での解説資料の提供などに努めてまいりたいと思っております。

また、制度運用がガイドラインの精神にのっとって進められていくことが非常に重要だと考えておりますので、ガイドライン本体にも様々書き込ませていただきましたけれども、そういったところの意識の共有化も進めていきたいと思っております。

また、年1回見直すということですが、常時ガイドライン自体の改善にも努めていきたいと思っておりますし、ある程度何年かたった節目のところで、大きな論点にも改めて向き合うという形でレビューをしていくことも考えていく必要があるかなと考えております。引き続き、様々な形で今後も御支援いただければ幸いです。ということで、これまでの検討に御尽力いただきましたこと、改めて御礼を申し上げます。

私から以上です。ありがとうございました。

○湯浅座長　ありがとうございます。

議論は尽きないというところはありますけれども、時間も参り、それから議論すべき項目は全て網羅したところでございますので、これで第7回の「公益認定等ガイドライン研究会」は終了とさせていただきます。

参与の皆様方におかれましては、御多忙のところ、今年の6月の第1回から約半年の短時間にもかかわらず、積極的な御議論、御検討をいただきありがとうございました。

議事は以上となりますが、事務局から何かございますでしょうか。

○鈴木法令基準室長 事務局におきまして、本日の御議論を踏まえた修正案を作成させていただきます。以降の取扱いにつきましては、参与の先生方には御連絡させていただきますが、湯浅座長に一任いただくということでお願いできればと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○鈴木法令基準室長 ありがとうございます。

それでは、御承認いただきましたということで、今後の予定でございますが、ガイドライン研究会案を12月20日金曜日開催予定の公益認定等委員会に報告し、同委員会において御議論いただき、新ガイドラインは内閣府公益認定等委員会と内閣府大臣官房公益法行政担当室のクレジットとなりますが、こちらを決定させていただき公表させていただくという予定でございます。

なお、本日の第7回研究会におきまして配付した資料につきましては、議事概要とともに公表させていただく予定でございます。また、議事録につきましては、速記が整い次第、参与の皆様にご内容の御了解をいただき公表させていただく予定でございます。

事務局からは以上でございます。

○湯浅座長 それでは、ありがとうございました。